

## <新入生限定>

# 日本学生支援機構奨学金（多子世帯無償化含む）の申請等に関する説明会

日時：令和8年4月3日（金）  
(時間は対象別に以下のとおり)

会場：共通教育第1講義棟 2階  
東洋計器講義室（20番講義室）

担当：学生総合支援センター ☎0263-37-2184／2199

次の方は「採用候補者説明会」と「申請説明会」の両方に出席してください。

- 高校等で予約採用に申請し、給付奨学金（貸与奨学金）が決定しているが、貸与奨学金（給付奨学金）も申請したい。
- 高校等で予約採用に申請し、第二種（第一種）奨学金に決定しているが、第一種（第二種）奨学金に変更したい、又は、併用（第一種・第二種の両方）にしたい。

※給付奨学金の採用候補者でない方で、多子世帯に対する授業料等無償化の申請を希望する方は「申請説明会」に出席してください。



	対象者	学部 / 時間	持ち物
採用候補者説明会	日本学生支援機構の 給付奨学金（多子世帯無償化含む） 貸与奨学金（第一種・第二種） の採用候補者となっている方	医学部、農学部、 繊維学部 8:45 ~ 9:25	筆記用具 & 令和8年度大学等授学生採用候補者決定通知
		経法学部、工学部 11:45 ~ 12:25	
		人文学部、理学部、 教育学部 14:45 ~ 15:25	
申請説明会	日本学生支援機構の 給付奨学金（多子世帯無償化含む） 貸与奨学金（第一種・第二種） の申請を希望する方	医学部、農学部、 繊維学部 10:15 ~ 10:55	筆記用具
		経法学部、工学部 13:15 ~ 13:55	
		人文学部、理学部、 教育学部 16:15 ~ 16:55	

### 《 注意事項 》

- 奨学金等の制度の詳細については、[学生総合支援センターホームページ](#)でご確認ください。
- 給付奨学生採用候補者が自宅外通学となる場合、進学前（3月）に自宅外の申請書類を提出することで初回振込から自宅外月額を受給することができます。具体的な手続きについては2月下旬に学生総合支援センターホームページに掲載しますので、確認してください。  
[https://www.shinshu-u.ac.jp/campus\\_life/studentsupport/](https://www.shinshu-u.ac.jp/campus_life/studentsupport/)
- 自身の学部の説明会に出席できない場合は、他学部の時間帯に出席しても構いません。
- 奨学金の説明会に出席できない場合は、上記の「持ち物」を持参のうえ、説明会日以降のできるだけ早い時期（4月上旬）の平日（8:30-17:00）に学生総合支援センター窓口へお越しください。なお、採用候補者に決定している方が説明会に出席できない場合、奨学金の初回振込月が5月以降になる可能性がありますのでご注意ください。
- 説明会会場の収容人数が限られているため、**出席は入学者本人のみ**とさせていただきますのでご了承ください。学生さんにも分かりやすく説明しますのでご安心ください。



# I.日本学生支援機構 納付奨学金(授業料等減免含む)【高等教育修学支援新制度】

以下は2025年12月現在の情報です。詳細については日本学生支援機構のホームページを確認してください。

## 1. 入学料・授業料減免額及び奨学金月額について

基準に該当すると認められる場合、選考のうえ、以下の支援が受けられます。

採用区分	入学料・授業料の免除額		給付奨学金(月額)	
	1子・2子世帯	多子世帯	自宅通学	自宅外通学
第I区分／第I区分(多子世帯)	全額免除		29,200円	66,700円
第II区分／第II区分(多子世帯)	2/3免除		19,500円	44,500円
第III区分／第III区分(多子世帯)	1/3免除	全額免除	9,800円	22,300円
第IV区分(多子世帯) <sup>※1</sup>	—		7,300円	16,700円
多子世帯	—		0円	0円

※1 第IV区分は多子世帯のみ対象です。なお、「第IV区分(私立理工農)」の採用候補者は、本学では対象外です。

## 2. 申請資格について

- ・日本国籍を有する方、または外国籍の方で法定特別永住者、永住者、日本人の配偶者、永住者の配偶者、永住の意思が認められる定住者、日本的小、中、高等学校等を卒業し日本で就労する意思がある家族滞在の者
- ・高等学校等を初めて卒業(修了)した日の属する年度の翌年度の末日から大学等へ入学した日までの期間が2年を経過していない者(2浪まで可、3浪以上は不可)

※ 申請資格の詳細は2026年度版の給付奨学金案内等でご確認ください。

## 3. 所得要件について

### 住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯等

※ 多子世帯の場合、収入の多寡にかかわらず授業料等無償化の支援を受けられます。

※ 日本学生支援機構ホームページにある進学資金シミュレーターで対象になるかどうかを調べることができます。  
シミュレーション結果と実際の申込結果は異なる場合がありますが、目安にはなりますので、申請予定の方は一度シミュレーションを行ってください。

【参考】収入の上限額の目安

JASSO 進学資金

検索

世帯構成	給与収入の場合の年間収入金額			
	第I区分	第II区分	第III区分	第IV区分
母、本人	229万円	332万円	402万円	649万円
母、本人、弟(高校生)	289万円	391万円	457万円	677万円
父、母(無収入)、本人、弟(高校生)	295万円	395万円	461万円	698万円
父、母、本人、弟(高校生)	父:295万円 母:115万円	父:336万円 母:155万円	父:409万円 母:155万円	父:656万円 母:155万円
父、母、本人、弟(高校生)、妹(中学生)	父:321万円 母:100万円	父:395万円 母:100万円	父:461万円 母:100万円	父:698万円 母:100万円

## 4. 資産要件について

本人及び生計維持者の預貯金、有価証券、現金等の資産(土地等の不動産は含まない。)の合計額が**5,000万円未満**である世帯(生計維持者の人数に関わらず)

※但し、多子世帯であれば、資産が5,000万円以上ある場合でも、3億円未満であれば、給付奨学金の支給はありませんが、授業料等の無償化支援は受けることができます。

## 5. 学力基準（入学後1年生で申請する場合）について

次のいずれかに該当すること

- ア. 高等学校等における評定平均値が3.5以上であること、又は、入学者選抜試験の成績が入学者の上位1/2の範囲に属すること
- イ. 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること

## 6. 多子世帯に対する授業料等無償化について

多子世帯の学生に対して、所得制限なく、授業料及び入学料が無償化されます（但し、申請資格や資産、学力等の基準を満たす必要があります）。多子世帯とは「扶養する子供が3人以上」いる世帯です。多子世帯の確認は、マイナンバーを通じて日本学生支援機構が行います。原則として、申請時点で確定している住民税情報から確認できる扶養する子供の数が3人以上であることが多子世帯の要件です（2026年4月申請の場合、判定に用いる住民税情報は2024年12月31日時点の扶養状況に基づいております）。そのため、仮に子供が3人いたとしても、第1子が社会人となり、判定に用いる住民税情報上、扶養から外れていれば、「扶養する子供」の数としては2人となり、支援対象外となります。但し、住民税情報に反映されていない場合であっても「新たに出生した実子」などは申告により「扶養する子供」に含めることができます。

**【注意】** 多子世帯に対する授業料等無償化は、日本学生支援機構の「給付奨学金」に申請をして、採用される必要があります。多子世帯に該当する場合であっても、大学が定める期限内に申請をしなければ、授業料等無償化の対象にはなりませんので、ご注意ください。

## II. 日本学生支援機構 貸与奨学金

以下は概要です。詳細については日本学生支援機構のホームページを確認してください。

### 1. 奨学金の種類について

**《第一種奨学金》** 無利息。優れた学生等で経済的理由により著しく修学困難な者に貸与されます。

**《第二種奨学金》** 利息付。第一種奨学金より緩やかな基準によって選考されます。  
(2025年12月末現在 利率固定方式：年2.312%、利率見直し方式：年1.600%、上限3.0%)

#### 《入学時特別増額貸与奨学金》

利息付きの奨学金です。日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を希望したが、融資を受けられなかつた世帯の学生を対象とする制度です。希望により、初回振込み時の月額に10万円・20万円・30万円・40万円・50万円を増額して貸与を受けることができます。（貸与利率は原則として基本月額に係る利率に0.2%上乗せした利率となっています。）入学前の貸与ではありませんので、注意してください。

### 2. 貸与月額と返還金額について

貸与月額は以下の通りです。（生計維持者の収入によっては選択できない金額もあります。）

第一種奨学金	自宅通学	20,000円、30,000円、45,000円から選択
	自宅外通学	20,000円、30,000円、40,000円、45,000円、51,000円から選択
第二種奨学金	20,000円～120,000円（1万円単位）から選択	

奨学金の返還方法は、毎月決まった額を返還する「定額返還方式」と、収入に応じて返還額が決まる「所得連動返還方式」の2つがあります。以下は「定額返還方式」での毎月の返還額と返還回数の一例です。

貸与種別	貸与月額	貸与総額 (48か月の場合)	返還月賦金額	返還回数 回(年)
第一種奨学金	45,000円	2,160,000円	12,857円	168(14)
	51,000円	2,448,000円	13,600円	180(15)
第二種奨学金 ※利率1.340%の場合	50,000円	2,400,000円	14,812円	180(15)
	80,000円	3,840,000円	18,353円	240(20)

### 3. 学力と家計の基準について … 家計（4人世帯の目安（あなた、親①（★）、親②（★※）、高校生））

	学力（1年次の場合）	(★)給与収入世帯	(★)給与収入以外の世帯
第一種奨学金	高等学校等の成績が5段階評価で平均3.5以上の者（3.5未満でも対象となることがあります）	880万円程度	613万円程度
第二種奨学金	・高等学校等における成績が平均水準以上の者 ・学修に意欲があり学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者	1,309万円程度	937万円程度

※親②は、例として給与収入世帯の場合（左表）は収入300万円、給与収入以外の世帯の場合（右表）は所得200万円としている。

### 4. 保証制度について

人的保証と機関保証のいずれかを選択する必要があります。

**《人的保証》** 連帯保証人（父又は母、もしくはこれに代わって家計を支えている者）と併せて保証人（原則4親等以内の親族で、本人・連帯保証人と別生計で65歳未満の者）が必要です。

**《機関保証》** 一定の保証料を支払うことにより、保証機関からの保証を受けるものです。保証料は毎月の奨学金から差し引かれます。連帯保証人や保証人を引き受けてくれる人を探して依頼しなくとも、自分の意志と責任において奨学金の貸与を受けることができます。保証機関の保証を受けても、奨学金は本人が返還しなければなりません。

保証料月額の一例（昨年度実績のため、変更されることがあります。）

第一種 奨学金	貸与月額	保証料	振込額
	45,000円	1,515円	43,485円
第二種 奨学金	51,000円	1,821円	49,179円
	40,000円	1,534円	38,466円
	80,000円	4,486円	75,514円

### III.授業料徴収猶予について

信州大学が定める家計基準及び学力基準の双方を満たした場合、その期の授業料の支払期限を一定期日まで延期する制度です。申請を希望する場合は、「申請のしおり」等を信州大学学生総合支援センターホームページからダウンロードし、熟読の上、4月中旬に申請書類を提出してください。

なお、授業料徴収猶予を申請した方は、日本学生支援機構 給付奨学金を申請することはできませんので注意してください。

### IV.民間育英団体や地方自治体等の奨学金について

信州大学には、民間育英団体や地方自治体等から、様々な奨学金の募集案内が届けられます。これらの奨学金は、貸与型奨学金のほか、卒業後返還が求められない給付型奨学金も含まれています。募集の時期は、団体により異なりますが4月～6月のものが多く、募集の情報は、学内ポータルサイト（キャンパス情報システム）でお知らせします。

例年案内のある主な奨学金について学生総合支援センターホームページに掲載していますので参考にしてください。

### お問い合わせ先

信州大学 学生総合支援センター（共通教育第1講義棟南校舎 1F）

I、II 日本学生支援機構奨学金に関すること TEL 0263-37-2184

III、IV 授業料徴収猶予、民間育英団体等の奨学金に関すること TEL 0263-37-2199